

キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づくキャリアコンサルタント登録制度について、キャリアコンサルタントの資質を継続的に保証するためには、キャリアコンサルタント試験、その受験資格の一つである養成講習、登録制度及びその更新を行うために受講しなければならない更新講習等の質を維持することが重要である。

このため、キャリアコンサルタント登録制度に関わる各機関の指定、登録、認定等の審査に当たり、審査事項のうち専門的事項について、専門的知見に基づく検討が必要であるため、学識経験者その他の有識者からなる「キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- （１）登録試験機関の登録に係る審査事項のうち専門的事項
- （２）指定登録機関の指定に係る審査事項のうち専門的事項
- （３）養成講習の認定に係る審査事項のうち専門的事項
- （４）更新講習の指定に係る審査事項のうち専門的事項
- （５）その他キャリアコンサルタント登録制度の運用に係る専門的事項

3 検討会の構成

- （１）検討会は、「職業能力開発専門調査員規程」（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号）に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する職業能力開発専門調査員により構成されるものとし、その構成員は別紙のとおりとする。
- （２）検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- （３）検討会の座長代理は検討会の座長の指名によるものとする。
- （４）検討会の座長は、必要に応じて検討会の下に作業部会を設置することができる。

4 検討会の運営

- （１）検討会は、厚生労働省人材開発統括官が構成員の参集を求めて開催する。
- （２）検討会の庶務は、人材開発統括官付参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付キャリア形成支援室において行う。
- （３）検討会は公開とする。ただし、特定の機関の調査またはその他の特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議を非公開とすることができる。

(別紙)

キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会委員名簿

氏名	所属等
石崎 一記	(前 東京成徳大学応用心理学部 教授)
岡田 昌毅	筑波大学人間系 教授
坂爪 洋美	法政大学キャリアデザイン学部 教授
下村 英雄	独立行政法人労働政策研究・研修機構 職業構造・職業指導部門 統括研究員
末廣 啓子	一般社団法人人材育成と教育サービス協議会 副代表理事 (前 目白大学経営学部 教授)
◎花田 光世	慶應義塾大学 名誉教授
三川 俊樹	追手門学院大学心理学部 教授

◎ = 座長

(50音順、敬称略)

○ = 座長代理 (空席)